

自然科学のいずれを問わず、それらのほとんどすべての部門においてロシア語の必要性が痛感されている。この情勢に対し、すでに米国や英国ではロシア語教育の充実強化が着々と進められているが、わが国ではまだなんら見るべき対策がない。

わが国の国立大学で教養課程の外国科目としてロシア語を正規に教授しているところは、新設新制大学では山形大学、小樽商科大学など2、3にとどまり、旧帝大においてもほぼ半数にすぎない。しかもこれらの大学においても、ロシア語は第3語学として、選択科目としてあつかわれているものが多く、英語や、独、仏語に比較して授業時間数が少なく、専任教員もなく、受講者もきわめて少ない。

このような事情のため、わが国の大学卒業生の大部分はロシア語の素養を全く欠いている。そのうち研究方面に進んだもので、必要にせまられてロシア語を勉強しはじめるものも少なくないが、これらのものも学生時代とちがつて研究や勤務の余暇をぬすんでの独習であるから、労多くして効少なく途中でやめてしまうものが多い。

以上のような状態にかんがみ、大学におけるロシア語教育を少なくともドイツ語教育と同程度まで充実させることが、わが国の科学の発展のために緊要であると考え。とりあえず、大学院をもつ大学では教養課程でロシア語を第2外国語に組入れ、専任教員をおいて教授すべきである。なお、主要大学の文学部にはロシア語、ロシア文学講座を設け、また外国語大学のロシア語科は拡充して、ロシア語教員を養成する方途を講ずべきである。ロシア語教育の充実をはかるための種々の方策のなかには、大学自体で実現しうるものもあるが、定員、予算などの点で政府の適切な措置を必要とする面が多いので、この勧告を行う。

5-3

庶発第310号 昭和35年5月10日

通商産業大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

#### 特許制度運営の改善について(勧告)

標記のことについて、本会議第31回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

#### 記

最近特許の審査、審判処理が著しく遅延し、そのため発明の保護が完全に行われず、科学技術者の発明意欲を阻害し、研究成果の公開と実施が遅れる等、憂慮すべき事態が発生している現状から見て、政府において特許制度運営促進強化のため適切な予算その他の措置を講ぜられたい。

#### 理 由

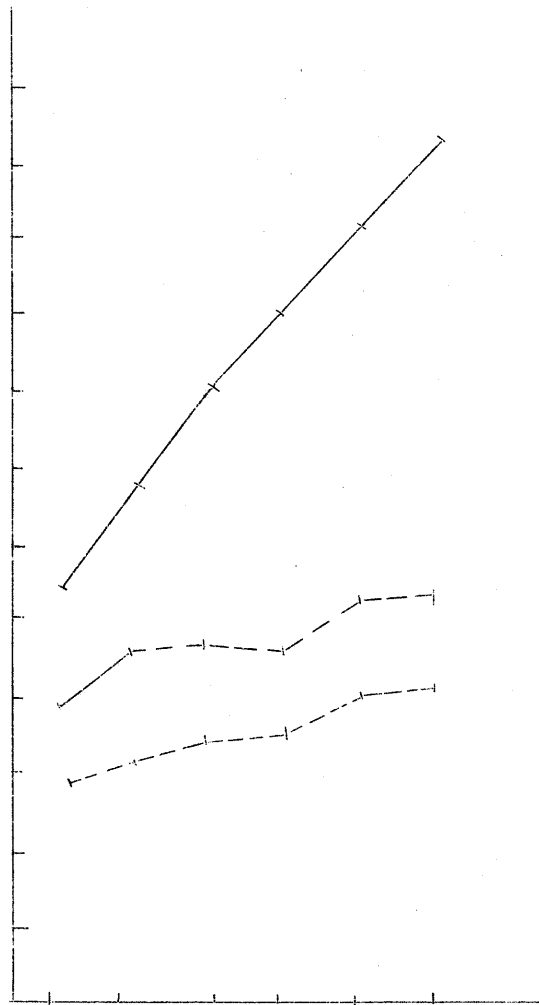
(1) 最近、特許、実用新案に関する出願および審判請求の件数は処理能力を上廻る大巾の増加をつけ、未処理件数の累増と処理の遅延とが重大問題となつてきている。

特許、実用新案の審査および審判関係の未処理件数について、最近6ヶ年の状況を図に示せば次のとおりである。(図-I、図-II)

これによつて明らかなように、処理件数は大体において年々少しづつ増加しているが、各年とも出願または請求件数が処理件数を上廻っているため、未処理件数は増加の一途をたどり、ほとんど直線的にふえている。昭和34年末における特許、実用新案の未処理件数は表-Iに示す通りであ

つて、30年末に比して、審査関係は70%増、審判関係は87%増と、未処理件数は増加の傾向を一層深め、これに伴い出願または請求から処理の終結までに要する期間も次第に長期化し、例えば特許出願についてみると、各技術部門平均で約3年1ヶ月(30年末は約2年4ヶ月)、うちエレクトロニクス、原子力、有機化学等進歩の特に著しい技術分野にかかる出願は4年ないし、それ以上という著しい遅延の状況にあり、科学技術の進歩と産業の発展の上に幾多の重大な悪影響を及ぼすに至っている。

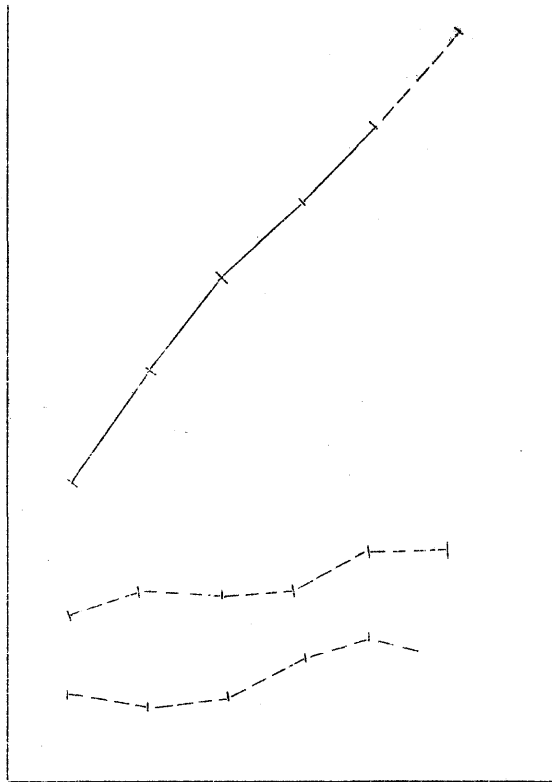
図 - I  
 審査関係  
 (特許・実用審案)



注:特許庁提供の資料による

図 - II

審判関係  
(特許・実用新案)



注：特許庁提供の資料による。

表 - I 昭和34年末現在処理状況

		未 処 理 件 数	平均処理所要期間
	特 許	91,859	3年1月
	実 用 新 案	136,358	2年5月
	小 計	228,217	
審判関係, 特許・実用新案 合 計		10,007	5月9日

(注) 昭和30年末現在の未処理件数は、特許、実用新案合計で、審査関係135,213件、  
審判関係5,345件であつた。

(2) いうまでもなく、特許制度の目的は、独占権の賦与を交換条件に新規な発明の内容を速やかに学  
学界、産業界に公開することにより、さらに優れた発明の誕生を刺激し、科学技術の進歩と産業の  
発展に寄与するにある。従つて、特許の審査、審判が迅速に行われることが制度運用の前提をなす  
必須要件であり、現在のような審査、審判の著しい遅延は、科学技術振興対策としての制度本来の  
趣旨に反し、その効果を著しく減殺するばかりでなく、次のような弊害を学界および産業界に与え  
るものである。

a 公告にならなければ権利としての保護をうけられないので、発明者はそれまでは他人の模倣を  
禁ずることができず、その間の期間が長い程損害も大きい。

特に技術進歩の著しい分野に属する発明の場合は、それが遅れて特許になつたのでは、発明者  
としてほとんど利益をうけられなくなる場合が少なくない。

b 上記の結果として発明者は公告までの間は、勢いその発明の企業化に消極的とならざるを得な  
いので、産業活動の推進が妨げられる。

c 未処理出願の発明と重複する研究または出願が行われ、国家経済上の損失となる。

d 第三者が同様の発明をしてこれを実施している場合、その後他人の権利が設定されたときは、  
以後その第三者は事業を継続することができなくなり、産業界における混乱がひき起される。

e 技術の進歩が革新的な分野においては、特に最新の海外技術の公開が遅れ、事業または研究計  
画の方向、規模を決定する上に障害となる。

今日、審査・審判の促進が学界、産業界全般を通じ、強い要望となつて高まつてきているのも、  
このような事情に基づくものである。

(3) 政府は、昭和35年度の特許制度運営のための予算に、ある程度の増員と経費の増額を計上した  
が、その程度の増額では、単に現在以上の事態の悪化を辛うじて防止することができるに止まり、  
これによつて特許制度運営の改善を期待することは困難であると考えられる。

よつて、政府は累積する異常な未処理件数を一掃するための施策を速やかに確立し、これを積極  
的に遂行するに足る強力な予算その他の措置を引き講ずることが絶対に必要である。

なお、特許制度運営関係の歳出予算は、諸外国においては、特許関係から生ずる歳入をはるかに  
上回る金額となつているが、わが国においては、昨年来特許料、登録料および手数料の値上げによ  
る増収分があり、特許関係の歳入は歳出を上回っているにもかかわらず、特許制度運営の予算措置  
は十分講ぜられず、適切とは認めがたい。科学技術行政振興の立場から、特許制度運営の促進強化  
のため、十分な予算措置を講ずべきである。